



本庄市制度融資のご案内

市で斡旋する各制度融資は、市内中小企業者のみなさまの事業に必要な資金（運転資金・設備資金）を円滑に調達していただき、運営をますます発展させていただくためのご融資です。

是非、お気軽にご相談、ご活用ください。

注）この制度による融資の申込みをすることが出来るものは、事業計画が妥当で融資金を返済する能力が認められる中小企業者であること。

<p>ご相談～融資の実行まで</p>	<p>①窓口相談（随時受け付けています。ご融資をお考えの際は、お気軽にご相談ください。）</p> <p>②書類提出（随時受け付けています。また、書類の書き方等もお気軽にご相談ください。）</p> <p>③事前審査（市担当課で事前審査を実施します。）</p> <p>④申込み金融機関へ融資依頼（市の承認後、金融機関へ依頼します。）</p> <p>⑤金融機関の審査等（金融機関の審査、埼玉県信用保証協会への申込み等を実施します。）</p> <p>⑥融資の実行（事業に必要な資金（運転・設備資金）のご融資が実行されます。）</p>	
<p>ご相談・書類のご提出先</p>	<p style="text-align: center;">本庄地域の中小企業者</p> <p>本庄市役所 商工観光課 本庄市本庄3丁目5番3号 電話 0495 (25) 1175 FAX 0495 (25) 7750</p> 	<p style="text-align: center;">児玉地域の中小企業者</p> <p>児玉総合支所 環境産業課 本庄市児玉町八幡山368番地 電話 0495 (72) 1334 FAX 0495 (72) 4216</p> 

本庄市近代化資金融資（中口資金）

申 込 要 件	<p>(1) 申込みの日以前1年以上引き続き、個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては本社をそれぞれ市内に有し、かつ1年以上継続して同一事業を営んでいるもの。</p> <p>(2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種（以下、「特定事業」という）に属する事業を営んでいるもの。</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間において、市民税の納期（延納・納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む）が到来した税額があるもので、かつ当該税額を完納しているもの。</p> <p>(4) 保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けているもので、その融資に対する償還を延滞していないこと及び保証協会の代位弁済を受けたものにあつては、その代位弁済による債務を完済していること。</p> <p>(5) 本庄市制度融資を受けていないこと又は連帯保証人になっていないこと。</p> <p>(6) 上記(2)において、常時使用する従業員数が小売・卸売・サービス業は30人以下、製造業等は100人以下個人又は法人であつて特定事業を行うもの。</p>	
融 資 限 度 額	2,000万円 ※1	
融 資 期 間 (措置期間)	運 転 資 金	10年以内（6ヶ月以内）
	運 転 資 金 設 備 資 金	12年以内（1年以内）
利 率	1.50% 金融機関との協定による。	
保 証 料	0.32%～1.59% ※2	
連 帯 保 証 人	原則として、個人：不要、法人：要 ※3	
担 保	原則として徴する。	
返 済 方 法	原則として割賦償還とし、繰上償還を妨げないこととする。	
備 考	期間内に完済した場合、利子及び保証料の15%を補給する。	

※1 ただし、運転資金は直近の年間売上高の3/12以内を上限とする。

※2 本市で斡旋している中小企業者向け制度融資は、すべて埼玉県信用保証協会の保証付き融資となり、利率のほかに信用保証料が別途必要となります。

※3 連帯保証人は、代表者であり ①本庄市・児玉郡内の町・深谷市・皆野町・長瀬町・群馬県伊勢崎市又は玉村町に1年以上在住で、資力及び信用が確実な者とする。②本庄市制度融資を受けていないこと又は連帯保証人になっていないこと。

本庄市特別小口資金融資（小口資金）

申 込 要 件	<p>(1) 申込みの日以前1年以上引き続き、個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては本社をそれぞれ市内に有し、かつ1年以上継続して同一事業を営んでいるもの。</p> <p>(2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種（以下、「特定事業」という）に属する事業を営んでいるもの。</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間において、市民税の納期（延納・納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む）が到来した税額があるもので、かつ当該税額を完納しているもの。</p> <p>(4) 保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受けているもので、その融資に対する償還を延滞していないこと及び保証協会の代位弁済を受けたものに対しては、その代位弁済による債務を完済していること。</p> <p>(5) 本庄市制度融資を受けていないこと又は連帯保証人になっていないこと。</p> <p>(6) 上記（2）において、常時使用する従業員数が小売・卸売・サービス業は5人以下、製造業等は20人以下個人又は法人であって特定事業を行うもの及び医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員数が20人以下のもの。</p> <p>(7) 上記（3）の市民税において、所得割（障害者、老年者又は寡婦の控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなったものである場合は均等割、法人である場合は法人税割）の納期（延納・納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む）が到来した税額があるもので、かつ当該税額を完納しているもの。</p>	
融 資 限 度 額	1,250万円 ※1	
融 資 期 間 (措置期間)	運 転 資 金	8年以内（6ヶ月以内）
	運 転 資 金 設 備 資 金	10年以内（1年以内）
利 率	1.50% ※2 金融機関との協定による。	
保 証 料	0.70%～0.80% ※3	
連 帯 保 証 人	個人：不要、法人：不要	
担 保	不要	
返 済 方 法	原則として割賦償還とし、繰上償還を妨げないこととする。	
備 考	期間内に完済した場合、利子及び保証料の15%を補給する。	

※1 ただし、運転資金は直近の年間売上高の3/12以内を上限とする。

※2 本庄市特別小口資金融資（小口資金）を申込みのものうち、本庄市多様な働き方実践企業として認定を受けたものは、利率が0.2%割引になる場合があります。

※3 本市で斡旋している中小企業者向け制度融資は、すべて埼玉県信用保証協会の保証付き融資となり、利率のほかに信用保証料が別途必要となります。

申込みに必要な書類

書類名等		制度区分		本庄市特別小口 資金融資 (小口融資)		備考
		個人	法人	個人	法人	
本庄市中小企業制度融資申込書 [※]		○	○	○	○	
宣誓書 [※]		○	○	○	○	
同意書 [※]		○	○	○	○	市用・保証協会用
経歴書 [※]		○	○	○	○	業歴のみ(学歴不要)
案内図(自宅/店舗所在地) [※]		○	○	○	○	
許認可証の写し ^{注1}		○	○	○	○	許認可業種のみ
個人事業届出受理証明書		○		○		
営業証明書			○		○	
履歴事項全部証明書			○		○	
課税証明書及び納税証明書 ^{注2}		○	○	○	○	直近の2年分
資産証明書		○	○			
状態申告書 [※]		○	○	○	○	
営業概況書				○	○	損益計算書等
申告書の写し		○	○	○	○	直近の2年分
決算書(収支内訳書) ^{注3}		○	○	○	○	直近の2年分
設備	設備計画書	○	○	○	○	
	見積書/カタログ等	○	○	○	○	原本

上記以外にも必要に応じて別途書類の提出を求められることがありますのでご協力ください。

※印 市の規定する様式になります。

注1 許認可証を必要としない建設業の場合は、試算表(月毎の売上額・仕入額を記載したもの)を提出してください。

注2 近代化資金申込みの法人の場合は、代表者個人分も提出してください。

注3 直近の決算から6か月経過している場合は、試算表を提出してください。

利用できる金融機関

埼玉りそな銀行本庄支店
 武蔵野銀行本庄支店
 群馬銀行本庄支店
 東和銀行本庄支店
 足利銀行本庄支店

埼玉縣信用金庫本庄本店
 しののめ信用金庫本庄支店
 埼玉信用組合本庄支店
 武蔵野銀行本庄南支店
 群馬銀行本庄南支店

埼玉りそな銀行児玉支店
 東和銀行児玉支店
 埼玉信用組合本店